

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(3) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の策定について

資料1 第7期かわさきいきいき長寿プランの概要について

資料2 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）（案）

資料3 「高齢・障害・地域福祉計画区民説明会」開催のお知らせ

資料4 第7期かわさきいきいき長寿プラン(案)の意見募集について

平成29年11月24日

健康福祉局

第7期かわさきいきいき長寿プランの概要について

1 計画策定の趣旨と位置付け

- ①「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定する3か年の計画です。本市では、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざし、持続可能な高齢者施策を展開するための総合的な計画としています。
- ②「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法に基づき、高齢者福祉施策に関する全般を定め、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき、介護保険給付サービスの見込量や保険料等を定めます。
- ③今回は、平成30～32年度の3年間を計画期間とする第7期の計画となります。また、高齢化が一段と進む平成37（2025）年を見据え、中長期的な視点に立って計画を策定します。
- ④本計画の名称は、より市民等に親しみをもちてもらうため、「かわさきいきいき長寿プラン」としており、今後も継続して使用していきます。

2 第6期計画の主な施策と取組結果（数値は平成28年度末）

取組Ⅰ. いきがい・介護予防施策等の推進

- ・「介護♥予防いきいき大作戦」等を地域全体で進め、介護予防の普及・啓発とセルフケア意識の醸成を図った。
- ・「いこいの家」などを活用し、高齢者に地域活動の場を提供した（いこいの家庭べ利用者数 587,392 人）。

取組Ⅱ. 地域のネットワークづくりの強化

- ・「地域みまもり支援センター」を設置し、地域特性に応じた「見守りネットワーク」づくりを推進した。
- ・地域包括支援センターの普及啓発を図った結果、一般高齢者の認知度が約12ポイント上昇し、39.4%になった。

取組Ⅲ. 利用者本位のサービスの提供

- ・かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所は、246事業所まで増加するなど事業の普及・啓発に効果があり、本市の要望がきっかけとなり国における議論に拍車がかかるなど、一定の進捗があった。
- ・在宅生活を支える地域密着型サービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などの整備を推進した。

取組Ⅳ. 認知症高齢者施策の充実

- ・「川崎市在宅療養推進協議会」を開催し、在宅医療・介護多職種連携マニュアルの作成・活用等を行った。
- ・認知症初期集中支援チームの設置に向け、「認知症訪問支援モデル事業」を幸区、高津区、麻生区で実施した。

取組Ⅴ. 高齢者の多様な居住環境の実現

- ・自宅での生活が困難な高齢者のため、第6期計画期間中に、特別養護老人ホームを4か所、424床の整備を行った。
- ・既存施設の老朽化への対応として、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を策定した。

3 高齢者を取り巻く状況

【高齢者人口の推移】

⇒高齢化率が平成32年に21%を超える見込みで、本市も「超高齢社会」となります。

平成	29年度	第7期計画期間		
		30年度	31年度	32年度
総人口	1,503,690	1,513,229	1,525,105	1,536,980
高齢者人口	302,256	308,603	315,420	322,236
65～74歳	155,585	154,724	154,105	153,485
75歳以上	146,671	153,879	161,315	168,751
高齢化率	20.1%	20.4%	20.7%	21.0%

【要介護・要支援認定者の推移】

⇒本市の高齢者の約6人に1人が要介護等認定を受けている現状があります。

平成	29年度	第7期計画期間		
		30年度	31年度	32年度
要支援1	7,045	7,250	7,559	7,872
要支援2	7,250	7,456	7,728	7,996
要介護1	11,564	12,190	12,686	13,184
要介護2	9,228	9,669	10,089	10,509
要介護3	6,792	7,196	7,620	8,110
要介護4	6,495	6,852	7,294	7,798
要介護5	5,221	5,483	5,836	6,249
合計	53,595	56,096	58,812	61,718

4 介護保険制度改正に係る国の動向

地域包括ケアシステムの構築を通じて、地域における介護の総合的な確保を推進するため、介護保険制度について平成30年度に法改正が行われます。改正の主なポイントは次のとおりです。

- ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ②医療・介護の連携の推進等
- ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
- ④2割負担者のうち所得の高い層の負担割合を3割
- ⑤介護納付金への総報酬割の導入

5 第7期計画の主な課題とニーズ 下線は計画に新たに記載する項目

【社会情勢の主な変化】

- ①少子高齢化
 - ②要介護者の増加
 - ③後期高齢者の増加
 - ④家族構成の多様化
 - ⑤単身高齢者の増加
 - ⑥災害の切迫
 - ⑦病床の不足
 - ⑧介護・医療人材の不足
 - ⑨介護給付費の増大
 - ⑩地価、建築資材の高騰
- ⑥熊本地震や各地での水害などの災害を踏まえ、防災への意識の変化があります。
- ⑦県の地域医療構想を踏まえ、「病院から地域へ」ケアの場が移行しています。
- ⑧地域での在宅医療を担う人材の確保が求められるようになります。

【第7期計画における主な課題】

- ①社会参加型の介護予防の推進
- ②安心して暮らせる住まいの確保等
- ③医療・介護人材の確保と定着
- ④要援護者の把握
- ⑤地域課題の把握や解決手法の充実強化
- ⑥複合的な課題を抱える世帯の増加への対応
- ⑦認知症高齢者の早期発見・早期対応
- ⑧家族の介護負担の増大への対応
- ⑨高齢者の権利擁護
- ⑩医療と介護の連携
- ⑪地域の担い手づくりと通いの場の充実
- ⑫地域包括ケアシステムの理解浸透
- ⑬介護サービス基盤の整備
- ⑭介護選択型の住まいの充実
- ⑮近所づきあいの希薄化
- ⑯単身高齢者・老老介護世帯等の増加への対応
- ⑰高齢者の孤立化への対応、
- ⑱高齢障害者への対応

→③介護人材と併せて、在宅医療を担う人材の確保も求められます。

→⑥介護と育児に同時に直面する世帯や障害のある子の親が高齢化し介護を要するケースが増加しています。

→⑫地域包括ケアシステムについては理解度が低いことから、今後は理解浸透が新たな課題となります。

【高齢者や介護者の多様なニーズ】

- ①地域居住の実現
- ②インターネットを活用する高齢者の増加
- ③就労の継続
- ④移動手段の確保
- ⑤排せつの自立
- ⑥介護者による医療面での対応
- ⑦将来への不安解消（経済的、身体的）
- ⑧身近なところで活動できる場所の確保
- ⑨状態に応じた住まいの選択
- ⑩プライバシーの確保（施設利用）

→②団塊の世代の高齢者は、介護や福祉の情報をインターネットで取得する割合が高くなっています。

→③団塊の世代のうち、特に男性は、収入を伴う仕事を継続希望する割合が高くなっています。

→⑥要介護度が高くなると、介護者が経管栄養やストーマ等の対応が求められる割合が高くなっています。

6 第7期計画の施策体系



7 成果指標の設定及び評価方法の考え方

国の第7期計画策定の基本指針が見直され、市町村介護保険事業計画に新たに「目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表」の項目が定められ、県からも取組の達成状況を評価するため、目標を数値化するべきとの考え方が示されました。

成果指標の設定については、川崎市総合計画と一体的に推進する必要があることから、同計画の成果指標と整合を図るため、できる限り同一の指標を設定しました。また、成果指標に関する評価については、総合計画の進捗状況の評価に基づき、介護保険運営協議会において、介護保険事業計画の進捗状況の観点からも評価を行います。

8 第7期計画の主な取組

取組Ⅰ. いきがい・介護予防施策等の推進

- ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）神奈川大会に向けた種目拡大
- ・生活支援の仕組みづくり 等

取組Ⅱ. 地域のネットワークづくりの強化

- ・複合的な課題を抱える世帯に対する取組
- ・防災、二次避難所の取組の強化 等

取組Ⅲ. 利用者本位のサービスの提供

- ・かわさき健幸福寿プロジェクトの更なる推進
- ・外国人、介護ロボットなど多様な人材確保
- ・地域密着型サービスの強化（認知症高齢者グループホームの家賃助成等の検討）等

取組Ⅳ. 医療介護連携・認知症高齢者施策の充実

- ・地域医療構想に基づく在宅医療者の追加的ニーズの受け皿確保（介護保険施設や介護サービス等）
- ・国の新オレンジプランに基づく認知症施策の推進 等

取組Ⅴ. 高齢者の多様な居住環境の実現

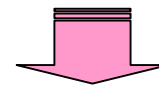
- ・特別養護老人ホームの整備や入居申込システムの再構築、医療依存度が高い人などの受入
- ・認知症高齢者グループホームの整備促進
- ・特別養護老人ホームでの看取りの支援体制の構築等

9 介護保険サービス見込量と介護保険料（暫定）

第6期（平成27～29年度）

保険料基準月額

5,540円



第7期（平成30～32年度）

保険料基準月額

6,300円程度

第6期では、介護保険給付費準備基金を約21億円取り崩し、保険料の多段階化を図ることにより、計画上算定された基準月額5,742円から202円を引き下げています。

第7期の保険料基準月額は、介護保険給付費等の推計に基づき平成29年11月時点で試算した概算額です。最終的には、①介護報酬の改定、②介護保険給付費準備基金の取り崩し等を踏まえて算定します。

【第6期、第7期の高齢者数等の比較】

	第6期 （平成28年度） （A）	第7期 （平成31年度） （B）	増減 （C=B-A）	増減率 （D=C/A）
第1号被保険者数	285,590人	304,757人	19,167人	6.71%
要介護・要支援認定者数	51,278人	58,812人	7,534人	14.69%
サービス利用者数	39,440人	43,479人	4,039人	10.24%
居宅サービス	28,072人	31,122人	3,050人	10.86%
居住系サービス （介護付き有料老人ホーム、 認知症高齢者グループホーム等）	5,078人	5,565人	487人	9.59%
施設サービス	6,290人	6,792人	502人	7.98%
特別養護老人ホーム	3,976人	4,402人	426人	10.71%
介護老人保健施設	1,938人	2,032人	94人	4.85%
介護療養型医療施設	376人	358人	-18人	-4.79%
給付費等	786億円	937億円	151億円	19.21%
保険料（基準月額）	5,540円	6,300円	760円	13.72%

高齢者の増加などに伴い、サービス利用者が増え、給付費等も増加していることから、保険料基準額も上昇する見込みです。